

奈良県告示第四百七十八号

次に掲げる印は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

- 一 平成十九年三月奈良県告示第五百八十号で告示した少子化対策室長印
- 二 平成十九年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した資源調整課長印、平城遷都千三百年記念事業推進局長印、平城遷都千三百年記念事業推進局企画課長印、男女共同参画課長印、商工課長印、農業経営課長印、耕地課長印及び林政課長印
- 三 平成二十年三月奈良県告示第四百七十一号で告示した文化観光局長印、地域づくり支援課長印、観光振興課長印及び文化課長印
- 四 平成二十年九月奈良県告示第二百六十三号で告示した緑化フェア推進室長印
- 五 平成二十年十一月奈良県告示第三百十五号で告示した平城遷都千三百年記念事業推進局総務課長印
- 六 平成二十一年三月奈良県告示第四百七十九号で告示した産業支援課長印及び担い手・農地活用対策課長印
- 七 平成二十二年三月奈良県告示第四百二十号で告示したこども家庭局長印、南部振興対策室長印及び全国育樹祭開催準備室長印

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾